

プロパティ利用規約

Property

はじめに

Jリーグでは、公式試合全試合、公式イベントをはじめ主なイベントの映像（動画）、写真をライブラリー化し、商品化、報道関係者への販売等において活用しています。

フォトグラファーやTVクルーなどの取材者を派遣できない試合の報道、過去の試合の写真や映像、選手の顔写真等、Jリーグの素材を幅広くご活用いただければ幸いです。

なお、Jリーグでは「ロゴ・エンブレム・フラッグ・マスコット等における商標権・著作権」、「公式試合・公式イベントにおける映像・写真等に関する著作権・著作隣接権」および「公式試合・公式イベントに関する選手・監督・コーチ等の肖像権」を管理し、保護・有効活用する目的で『プロパティ利用規程』を定めています。各種プロパティをご利用の際は、本規程によるルールのご協力くださいますようお願いいたします。

Jリーグで管理する肖像・意匠／商標他

(1) Jリーグ主催の公式試合の肖像

リーグ戦、リーグカップ戦、その他の公式試合における選手・監督・コーチ等の肖像、試合・練習風景、インタビュー風景、試合に付随するイベント風景、スタジアム、ADコントロール下での肖像など

(2) Jリーグ主催の公式イベントの肖像

Jリーグアウォーズ、Jリーグキックオフカンファレンス、その他の公式イベント・記者会見等における選手・監督・コーチ等の肖像、イベント風景など

(3) Jリーグの意匠／商標等

Jリーグ、Jクラブのロゴ・エンブレム・フラッグ・マスコットなど

(4) その他

Jリーグ所属選手、監督、コーチ等の似顔絵、アニメ、名前、音声、サイン、チームの公式ユニフォームなど

※練習やクラブ独自の活動における肖像についてはそれぞれルールがありますので、当該クラブにご確認ください

※Jクラブが参加する（公財）日本サッカー協会（JFA）主催の試合等（天皇杯等）における肖像は、JFAによる管理となります

Ｊリーグが定義する「報道利用」と「報道利用以外（商業利用含む）」

報道利用

Ｊリーグが定義する「報道利用」とは、新聞および定期刊行物、TVのニュース番組での純然たる報道における、サッカーやＪリーグにかかわる個人・団体を誹謗・中傷する目的でない場合の肖像・意匠／商標等の利用を指します。右記１）、２）で記す、「報道一次利用」、「報道二次利用」については、Ｊリーグへの申請は必要ありません。

※ただし、インターネットメディアについては、原則として公式試合や公式イベントでの取材はお断りしています

(1) 報道一次利用

当該媒体に掲載するために、Ｊリーグの公式試合・イベント等を取材・撮影した映像・静止画像等の肖像を、その媒体で使用するを「報道一次利用」とし、以下の二つがこれに該当します。

- ① 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」
- ② 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ報道以外の報道を目的とした利用

(2) 報道二次利用

報道一次利用で撮影した肖像等を「自社の他媒体での報道利用」や「第三者の報道利用」として使用する場合は、「報道二次利用」となります。なお、この場合は報道媒体以外にインターネットでの「スポーツ報道」（自社が展開する主たる媒体を補完するサイト、電子版等のみ。ただし、動画は使用できません）も含まれます。これに該当するのは以下の三つです。

- ① 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」媒体での報道二次利用
- ② 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ以外の報道を目的とした報道二次利用
- ③ 新聞・定期刊行物・ニュース番組など主たる媒体（※）を補完する目的のインターネットでの「スポーツ報道」としての利用

※報道一次利用を目的として取材した媒体

※別冊や増刊で発行する場合には、商業利用に該当する場合がありますので、詳しくはＪリーグ広報にお問い合わせください

第三者利用の責任

本規程に反する第三者利用の責任は、使用者ならびに肖像・意匠の提供者も負うことになります。

[報道以外の利用（商業利用含む）]

「報道以外の利用（商業利用含む）」とは、「企業や商品の宣伝、出版物などの宣伝告知、キャンペーン

活動、商品など、営利目的で行う活動」ならびに「報道利用に該当しない媒体・内容」での肖像・意匠／商標等の利用を指します。Ｊリーグへの事前申請が必要で、場合によっては使用できないことがあります。また、「報道以外の利用（商業利用含む）」は、原則として商品化権料、映像利用料等が発生しますので予めご承知おきください。

- ① 商品・企業等の広告宣伝・広報活動での利用
- ② 商品での利用
- ③ 商業的媒体での利用
- ④ 行政などが行う公共的な目的での利用
- ⑤ 報道した内容を宣伝・告知する目的における利用
- ⑥ 〈報道利用〉に該当しない媒体・内容での利用（不定期の出版物、報道以外の媒体、ニュース番組以外の番組、定期刊行物の付録での利用等）
- ⑦ 報道利用以外のインターネット、その他デジタルコンテンツ（携帯・スマホサイト、アプリ等）

利用目的別の申請・注意事項

後述の「利用規定」をご確認いただきルールを遵守していただきますようお願いします。

	利用	利用目的	申請等	その他特記事項
映像	報道利用 （一次利用・二次利用）	①ニュース／スポーツニュースでの利用		●試合当日の21時までは当日開催試合の全試合合計で3分以内利用可能 ●試合当日の21時以降より1試合3分まで利用可能 ※インターネットでの利用不可
	報道以外の利用	②サッカー専門番組（ハイライト番組）での利用	シーズン前にＪリーグ映像担当に一括申請	●試合当日の21時以降より1試合5分まで利用可能 ●試合終了後24時間以降は1試合10分まで利用可能 ※Ｊリーグ映像担当の承認が必要
		③クラブ応援番組での利用	シーズン前にＪリーグ映像担当に一括申請	●試合終了後より1試合5分まで利用可能（番組数に限りあり） ●試合終了後24時間以降は1試合10分まで利用可能 ●ただし利用可能な映像は当該地域をホームとするクラブに関係する試合に限る ※Ｊリーグ映像担当の承認が必要

		④優勝特番等での利用	Jリーグ映像担当に申請 ※特定の重要な試合に限る	●試合終了後より、当該試合につき10分まで利用可能 ※該当する試合はJリーグが定める
		上記①②③④以外の各種番組での利用	Jリーグ映像担当に申請	●試合当日の21時以降より 1 試合 5 分まで利用可能 ●試合終了後24時間以降は 1 試合10分まで利用可能。 ただし、規定の映像利用料が発生 ●内容によっては利用不可の場合もある
		⑤有料BS放送、CS放送、ケーブルテレビ等の有料放送	Jリーグ映像担当に申請（シーズンを通じての番組はシーズン前に Jリーグ映像担当に申請）	●当該シーズンは「試合映像」の利用は原則不可 ●当該シーズンの試合以外の映像は 1 試合10分まで利用可能ただし、Jリーグ映像担当への事前申請が必要。また、規定の映像利用料が発生（P21参照）
		各種映像媒体での利用（商業利用含む）	Jリーグ映像担当に申請	●申請後に使用の可否が決定 ●使用の際は規定の映像利用料が発生 ※Jリーグパートナー企業、クラブパートナー企業以外の商業利用は原則不可
		インターネット（携帯サイト含む）での利用		●原則として利用不可（放映権取得局を除く） （映像の一部を静止画として利用する場合を含む）
写真	報道利用	【TV番組】ニュース／スポーツニュース／サッカー専門番組／クラブ応援番組		●Jリーグの試合をスポーツ報道を目的とした取材申請が承認されたフォトグラファーが撮影した写真と、Jリーグ・Jクラブが保有する写真が使用可能
		新聞／雑誌／書籍中面／出版物一般		※別冊や増刊での刊行物また付録等は商業利用に該当し、規定の肖像権料が発生する場合がある

		インターネット	写真利用規程を参照	●インターネット（携帯・スマホサイト、アプリ等も含む）での利用は、「スポーツ報道」を目的としたサイト等に限る ただし、使用できる静止画は、Ｊリーグの試合をスポーツ報道を目的とした取材申請が承認されたフォトグラファーが撮影した写真と、Ｊリーグ・Ｊクラブが保有する写真に限る ●映像の一部を静止画として使用することはできない ●写真を加工・編集し、動画に見えるような使用はできない ●アイコンやサイト等のデザインには使用できない ●インターネット上の広告には使用できない ※引用にあたらぬ著作物・肖像の無断使用はできない
	報道以外の利用	・上記以外のＴＶ番組、媒体全て ・宣伝、広告、商品化などの商業利用	Ｊリーグ 写真担当（クラブ）に申請 写真利用規程を参照	●原則としてＪリーグ・Ｊクラブが保有する写真のみ使用できる ●規定の肖像権料が発生 ●Ｊリーグ 映像担当の承認が必要 媒体・内容により被写体の承認が必要な場合もある ※インターネットでの利用については、Ｊリーグ 写真担当までお問い合わせください
意匠・商標		報道利用		●インターネットでの利用は、「スポーツ報道」を目的としたものに限る ●ホームページ上のデザイン（アイコンや挿し絵等）では使用禁止
		報道以外の利用（商業利用含む）	Ｊリーグに申請	
他		報道利用 報道以外の利用（商業利用含む）	Ｊリーグに申請	

商品		商品化利用	Jリーグ 事業マーケティング本部 商品化事業部に申請	●使用にあたって制限があるもの、使用できないものがある
----	--	-------	----------------------------	-----------------------------

※表中の「他」は、Jリーグ選手・監督・コーチ等の似顔絵、声、アニメ、名前、サイン、チームの公式ユニフォームなど

お問い合わせ先

Jリーグ マルチメディア事業本部 デジタルアセット事業部映像担当

videosales_chat@j-league.or.jp

Jリーグ映像利用申請システム

Jリーグ マルチメディア事業本部 デジタルアセット事業部写真担当

photo-staff@j-league.or.jp

商品化に関するお問い合わせ先

映像利用規程

Jリーグ公式試合の映像は、「プロパティ映像」として、Jリーグが管理し、Jリーグ マルチメディア事業本部デジタルアセット事業部（以下Jリーグ映像担当）で一元管理・保存・販売をしています。Jリーグでは、Jリーグ主催の試合・イベント、Jクラブが参加するその他の試合等の記録保持ならびにサッカー振興の一環として、質の高いサッカー映像の提供サービスを行っています。

映像利用に関する各種申請、映像利用規程の詳細は、映像の利用方法をご参照ください。

写真利用規程

Jリーグでは、写真（フィルム写真、デジタルデータ含む）のライブラリー機能を充実させ、Jリーグ主催の試合・イベント、Jクラブが参加するその他の試合等の記録保持ならびにサッカー振興の一環として、質の高いサッカー写真の提供サービスを行っています。また、JリーグがJクラブと連携しながら写真を管理することで、Jリーグに所属する選手・監督・コーチ等（以下「選手等」）の肖像権を保護する役割も担っています。

報道利用

写真における肖像利用は、「報道利用」（一次利用ならびに二次利用）に限り、申請・掲載報告の必要はありません。「インターネットでの写真（肖像）の扱い」は下記をご参照ください。

報道以外の利用（商業利用含む）

「報道以外の利用（商業利用含む）」では、使用する側は事前にＪリーグに申請し、承認を得なければなりません。媒体・内容により被写体の承認が必要な場合もあります。また、使用できる写真は、Ｊリーグオフィシャルフォトグラファー／Ｊクラブ専属フォトグラファーが撮影した写真に限られます。

(1) 「報道以外の利用」の中で、商業利用（営利目的で行う活動での利用）について

企業や商品などの広告・宣伝、番組や出版物の宣伝告知、キャンペーン活動、イベント、商品化など、商業活動での肖像の利用は、Ｊリーグパートナーやクラブパートナー、ライセンス契約を結んだ企業、また選手等と契約した企業に限られます。〔区分表 1, 2〕

(2) 「報道利用」に該当しない媒体での利用について

「報道利用」の範疇には入らない下記の媒体は必ずＪリーグへ事前申請し、承諾を得なければなりません。

規定の肖像権料が発生します。

不定期の出版物・書籍・単行本の表紙や帯、教科書・教材等、写真集、写真展、報道以外のＴＶ番組（クイズ、バラエティ、ドラマ、情報番組など）。〔区分表 3〕

(3) 自治体や官公庁が行う広報的な利用について

「報道以外の利用」ではあるが、公共的な目的での利用はＪリーグへ事前申請し、承諾を得なければなりません。写真使用料は特別価格となり、肖像権料は発生しません。〔区分表 4〕

区分表 報道以外の利用例

1	商品・企業等の広告宣伝・広報活動での利用	〔例 1〕 商品カタログ、企業案内、社内報、年史、販売促進用のＪリーグ選手名鑑、販促情報誌、POP、DMなどのSPツールその他広告 〔例 2〕 番組宣伝、新聞告知・車内吊りなど広告での使用
2	商品での利用 （＊別途、商品化の申請が必要）	〔例〕 カレンダー、ポスター、ブロマイド、玩具、ビデオ、DVDなどの商品、雑誌等付録、サンプリング商品、SP商品等

3	商品的媒体での利用	〔例1〕写真集、Jリーグ選手名鑑、コミック等 〔例2〕新聞や定期刊行物の別冊や増刊として発刊され、商業利用に該当するもの 〔例3〕写真展、企業や団体などが営利目的で行うイベント等 〔例4〕単行本、ムック本、教科書・副読本、選手名鑑、スポーツ報道媒体以外の表紙での使用など
4	行政などが行う 公共的な目的での利用	〔例〕官公庁・地方自治体、公共機関が行う広報活動・キャンペーン活動等での利用

インターネットでの写真（肖像）の扱い

- ① 新聞・定期刊行物・ニュース番組など主たる媒体を補完する自社のインターネットでの「スポーツ報道」としての利用に限ります。ただし、試合の映像（動画）の一部を写真として掲載することはできません。
- ② 「スポーツ報道」とは異なる記事やホームページ上のデザイン（アイコンや挿し絵等）で使用することはできません。
- ③ 写真を加工・編集し、動画に見えるような使用・掲載はできません。

電子書籍、電子雑誌、アプリ等における写真（肖像）の扱い

- ① 定期刊行物など、主たる媒体の電子版、デジタルメディア版での利用は、主たる媒体の使用範囲内で写真（肖像）を利用することができます。
- ② ただし、試合の映像（動画）の一部を写真として掲載することはできません。
- ③ 定期刊行物などの主たる媒体をもたない電子書籍、電子雑誌、アプリ等での写真（肖像）の利用は、都度申請が必要です。詳しくはJリーグまでお問い合わせください。
- ④ 電子版等のデジタルメディア、アプリ等のデザイン（アイコンや挿し絵等）で使用することはできません。
- ⑤ その他、肖像利用に関する詳細は、Jリーグ 写真担当にお問い合わせください。

写真使用における禁止事項

- ① 自費出版物、ならびに個人・グループなど任意で行うインターネット活動等での肖像使用。

- ② 企業・任意団体等が営利目的で行うインターネットでの肖像使用。
- ③ 「報道（二次）利用」で記したように、報道機関が行うインターネットでも、「スポーツ報道」とは異なる内容での肖像使用。
- ④ サッカーやＪリーグにかかわる個人・団体を誹謗・中傷する目的で行うあらゆる媒体での肖像使用。

肖像を商品化する場合

肖像を使った商品については、別途、商品化の申請が必要です。この場合、肖像権料と商品化権料がかかります。Ｊリーグ マーケティング事業本部 商品化事業部にお問い合わせください。

その他

写真における肖像利用に関する詳細は、Ｊリーグにお問い合わせください。

- ・お問い合わせ・申請先

Ｊリーグ マルチメディア事業本部 デジタルアセット事業部 写真担当

photo-staff@j-league.or.jp

- ・Ｊリーグの写真販売について

Ｊリーグでは、1993年のＪリーグ開幕以降のＪリーグ公式試合、公式行事、Ｊリーグ、Ｊクラブ主催の各種イベント等の静止画をアーカイブしています。

2020年7月より、Getty Imagesに、2023年より共同通信イメージズにＪリーグ公式写真の販売代理店を委託し、同社のウェブサイトを通じてＪリーグ公式写真を販売しています。

報道利用、商業利用にかかわらず、Ｊリーグ公式写真の購入を希望される場合は、以下にお問い合わせください。

- ・Ｊリーグ公式写真ご利用ガイド

<http://engage.gettyimages.com/j-league-lp>

写真購入・貸し出しに関するお問い合わせ先

【Getty Images】<https://www.gettyimages.co.jp/>

- ・出版・webメディアの方

TEL：0120-369-599

e-mail: service.japan@gettyimages.com

- ・テレビ番組制作の方

TEL：0120-941-229

e-mail: service.tvjapan@gettyimages.com

【株式会社共同通信イメージズ】 <https://imagelink.kyodonews.jp/>

・総合受付

TEL：03-6252-6224（平日9:30-18:00）

e-mail: photocenter@kyodonews.jp

・テレビ報道・情報番組専用

TEL：03-6252-8686（平日9:00-22:00／土日祝10:00-20:00）

e-mail: tvphoto.service@kyodonews.jp

※クラブ、Ｊリーグパートナー、ライツホルダー、ライセンシー、年間契約・顔写真セット申込みの方、およびＪリーグ関連業務受託の皆さまは従来通りＪリーグフォトライブラリーをご利用ください

※Ｊリーグフォトライブラリーはメンテナンスのため、毎週金曜日午前 8:30～9:45の間、サービスを停止させていただきます

※写真のご利用にあたってはクレジットを必ずご掲載ください。（©Ｊリーグまたは©J.LEAGUE）

※クラブ専属フォトグラファーが撮影した写真はクラブ毎にクレジットが異なりますのでご注意ください

※2017年４月１日より、日本代表等の写真管理業務は（公財）日本サッカー協会へ移管しています

意匠／商標利用規程

Ｊリーグでは、Ｊリーグ・Ｊクラブの広報・広告の他に、ＪリーグのパートナーとＪクラブのスポンサーの広報・広告、Ｊリーグと商品化契約を結んだライセンシー企業の商品において、所定のロゴ・エンブレム・フラッグ・マスコット（以下、Ｊリーグの意匠／商標等）の使用を権利として認めています。報道利用における意匠／商標の使用申請は不要ですが、報道とは異なる目的で使用する場合、使用料がかかることがありますので、事前にＪリーグにお問い合わせください。

報道利用

「報道利用」においては、意匠／商標使用の申請・掲載報告の必要はありません。ただし、報道機関等が、インターネット課金による有料情報提供を行う場合は、意匠／商標等の使用はできません。また、ホームページ上のデザイン（アイコンや挿し絵等）として使用することもできません。

報道以外の利用（商業利用含む）

企業や商品などの宣伝、出版物の宣伝告知、キャンペーン活動など、営利目的で行う活動での意匠／商標等の使用は、原則としてＪリーグ・Ｊクラブのパートナー・スポンサー関係企業以外は使用できません。ただし、商業的出版での意匠／商標等の使用は、内容によっては使用可能なケースがあります。使用料がかかりますので、事前にＪリーグにお問い合わせください。商品化については、Ｊリーグ 商品化担当にお問い合わせください。

(1) Jリーグ・Jクラブ関係のパートナー・スポンサー以外の企業が行うキャンペーン活動、広告・宣伝での利用は原則として使用できません

(2) Jリーグ・Jクラブの名鑑や観戦ガイド等を制作し無料で配布する場合

① 事前に必ずJリーグに申請し、許可された場合は所定の使用料をJリーグ 商品化担当にお支払いください。

② 意匠を使用する際は、著作権を示すクレジットを表記してください。

③ 複数の意匠を使用する場合など、意匠ごとのクレジット表記が難しい場合は、奥付に、必ずJリーグまたはJクラブのクレジットを入れてください。

④ クレジット付きの意匠をご利用の際は、事前に必ずJリーグに申請してください。

(3) Jリーグ関連を題材にしたムック本や、単行本等を出版し、販売する場合

① 事前に必ずJリーグに申請し、許可された場合は所定の使用料をJリーグにお支払いください。

② 表紙まわりでの使用はできません。

③ 意匠を使用する際は、著作権を示すクレジット付きの意匠をご利用ください。

④ 複数の意匠を使用する場合など、意匠ごとのクレジット表記が難しい場合は、奥付に、必ずJリーグまたはJクラブのクレジットを入れてください。

⑤ クレジット付きの意匠をご利用の際は、事前に必ずJリーグに申請してください。

意匠／商標等の利用における禁止事項

① 自費出版物、ならびに個人・グループ等任意で行うインターネット活動での使用

② 課金による有料情報提供を行うインターネットでの使用

③ Jリーグ・Jクラブのパートナー・スポンサー以外の企業・任意団体等が営利目的で行うインターネットでの使用

④ 「報道（二次）利用」で記したように、報道機関が行うインターネットでも、「スポーツ報道」とは異なる内容での使用

⑤ 挿し絵等のデザインでの使用

⑥ サッカーやJリーグにかかわる個人・団体を誹謗・中傷する目的で行うあらゆる媒体での意匠／商標等使用

⑦ Jリーグの意匠／商標等を模倣したものを無断で商品化すること

その他／商品化

[その他の利用規程]

Jクラブの選手・監督・コーチ等関係者の似顔絵やアニメ、声、名前、サイン、チームのユニフォームなどを無断で使用することはできません。報道以外での使用に当たっては、事前にJリーグまでお問い合わせ

してください。「報道以外での利用」で使用する場合、肖像権等の権利処理が必要となります。

[商品化での利用規程]

Jクラブの選手・監督・コーチ等関係者の肖像、似顔絵、アニメ、声、名前、サイン、チームのユニフォーム、JリーグやJクラブの意匠／商標等を使って、商品を作る場合（パッケージも含む）は、Jリーグ商品化事業部にお問い合わせください。

（一般のお客様への注意事項）

Jリーグでは、Jリーグの承認を得て取材活動されるジャーナリストの皆様の権利を保護するために、営利目的で不当にJリーグの肖像などを使用する行為を取り締まるとともに、一般の観客、ファン・サポーターに対しても同様の行為の禁止を促してまいります。

これらの禁止事項については、Jリーグ・Jクラブの広報誌、出版物、ホームページ、スタジアムでの掲出等を通じて呼び掛けていく方針です。